

最新判決情報

2016 年
[4 月分]

○フランク三浦事件

知的財産 H28.4.12 H27(行ケ)10219 審決取消請求事件(鶴岡稔彦裁判長)

新聞等でも話題となった時計ブランド「フランク・ミュラー」の
パロディ商品「フランク三浦」(右図)に関する判決である。

フランク三浦

本家のフランク・ミュラーが登録商標「フランク三浦」に対して、
登録商標「フランク ミュラー」(標準文字)や「FRANCK MULLER」を引用し、法 4-1-11 号、同 10 号、同 15
号及び同 19 号を理由に無効審判を請求したところ、特許庁がこれらの条項に該当するとして「フランク三浦」
の登録を無効とする審決を下したため、当該審決の取消しが求められた。

パロディ商標については、これまで数件の判決例があるが、そもそもパロディ商標は、本家ブランド商標を連
想、想起させるものであるものの、従前の商標類否判断の基準では外観、称呼、観念が類似せず、また出所
が本家ブランドと異なることが明らかであり出所混同のおそれはないので、法 4-1-10 号、11 号、15 号では登
録を無効とすることは難しい。

そこで、「Puma」のパロディ商標「KUMA」(右図)に関する知財高裁判決
(H25.6.27 H24(行ケ)10454)のように、法 4-1-7 号の公序良俗違反が現
在のところ、最も適した根拠条文であろう。

しかし、7 号についても「KUMA」事件の塩月裁判長のような高い見識がな
ければ、容易に認められるものではない。ちなみに、本件では 7 号は主張さ
れていなかった。



したがって、本件についていえば、称呼については「フランクミウラ」は「フランクミュラー」と類似するものの、
外観や観念、商標が表示する出所の違いは明らかであり、さらには価格の相違、指向性の相違などから出
所の混同を生ずるおそれはなく、結論として非類似の商標と判断され、審決が取り消された。

ただし、19 号についても判決は P31 で言及しているが、前提として本件商標は引用商標とは類似するもの
とはいええないから、として類似性を否定して結論している。

しかし、法 4-1-10、11、15 号までは混同概念としての類似性であるのに対して、19 号は混同の要件を求め
ず単に「類似の商標」とだけ規定しているので、称呼が類似すると判決が最初に明言している以上、19 号の
適用にあたっては、類似商標であることを認めた上で、19 号の適用について正面から検討するべきであった
であろう。

パロディ商標については、かねてより筆者は批判的な立場をとっているが、それは、パロディ商品が周知著
名商標の存在なしにはあり得ないからである。一般的にはパロディ商品は著名ブランドの著名性に便乗して
とか、フリーライドして、のように簡単に言われるが、結果としてブランドの著名性にフリーライドしているものの、
正しくは、ブランド商品がブランドとなるまでの多大の努力と長年の時間、多額の投下資本にフリーライドして
いるのである。

ある商標が著名ブランドとなったのは、常に商品の研究開発を怠らず、品質の保持隆盛に努め、多額の宣
伝広告費用をかけて、長年にわたって努力してきた結果なのであり、パロディ商品はそのようなブランド化に
至るまでの時間と費用と人の努力を無断で利用しているのである。

であるからして、パロディ自体を認めたとしても、ブランド権利者に無断で、しかも一銭の対価も支払うことな
く、安易に利益を得ようとするのは、社会や法の衡平概念からもバランスを欠くことは間違いないであろう。
従って、そこには何らかの金銭的な解決が必要となろう。

なお、パロディ商品側からは、パロディ業者も努力しているとの声を聴くことがあるが、そのような努力はブランド側の努力に比較するまでもないささいな程度のものであり、評価するまでもないであろう。

○チフォネリ事件

知財高裁 H28.4.13 H27(行ケ)10153,10154 審決取消請求事件(清水節裁判長)

第 25 類「男性用スーツ」外を指定商品とする本願商標「Cifonelli／TAILOR」(右上)及び「Cifonelli」(標準文字)が引用商標「LA CIFONELLI」(右下)によって拒絶されたため、当該審決の取消しが求められた事案である。



本願商標の要部はいずれも「Cifonelli」となるので、争点は引用商標の冒頭のフランス語の定冠詞「LA」を引用商標において一体不可分と判断するか否かである。

本願商標の「Cifonelli」の意味については判決からは明らかではないが、ネット情報によると、1860 年ジョゼッペ・チフォネリ氏によってローマで創業され、後にパリに本拠を移した、と説明されているので、イタリア人の姓に由来しているようである。その姓が、ありふれたイタリア人の姓であるかどうかは分からない。

LA CIFONELLI

而して、フランス語の定冠詞「LA」について判決は、特段の意味を有しない単語であって、称呼の音数も短いことから、これを省略して称呼することもあり得る、そして自他商品の識別標識としての機能が格別強いということもできないとして、引用商標の要部も「CIFONELLI」であるとして審決を支持した。

「CIFONELLI」がイタリア人の姓に由来する識別性の強い語であることを考えると、両商標が類似商標と判断されることも致し方ないであろう。なお原告商品は有名デパートで現在も販売されているようであるので、商標権侵害のリスクなど、未登録の状態で使用し続けることが問題になりそうである。

○メロンまるごとクリームソーダ事件

知的財産 H28.4.14 H27(行ケ)10232 審決取消請求事件(鶴岡稔彦裁判長)

第 32 類「メロンを用いたクリームソーダ」を指定商品とする本願商標「メロンまるごとクリームソーダ」(右図)が識別性なしとして拒絶されたため、当該審決の取消しが求められた。



ポイントは「まるごと」の語の扱いとなるが、判決では、多数の「まるごと」の使用例を検討した結果、本願商標を「メロンの果肉や果汁が残らず用いられているアイスクリームソーダ」や「メロンの外皮を容器としてそのまま用いたアイスクリームソーダ」という本願指定商品の品質を表示するに過ぎないとして審決を支持した。

○MFX事件

知的財産 H28.4.26 H27(行ケ)10179 審決取消請求事件(鶴岡稔彦裁判長)

登録商標「MFX」(右図)の指定商品第 9 類「電子応用機械器具」について不使用取消審判が請求されたが、不成立とされたため当該審決の取消しが求められた事案である。

MFX

被告商標権者が使用証拠として提出した商品に使用された商標は「MFX-W」「MFX-EV シリーズ」「MFX-EV」など、本件商標「MFX」にハイフンを介してローマ字 1 文字「W」ないし 2 文字「EV」が結合した商標であったので、登録商標と使用商標との同一性が争点となった。

審決では、本件商標にハイフンで結合した「-EV シリーズ」「-EV」などの部分は商品の型番などを示す記号を表したものと認め得るからとして、使用商標の要部は「MFX」であるとして、登録商標との同一性を認めた。しかし、どうして商品の型番、記号と見られるかについては、詳しい検討や理由づけはされていないようであった。

他方、判決では使用商標中「MFX-EV シリーズ」が採用され、審決同様に使用商標の要部を「MFX」と認定しているが、審決よりも少し踏み込んで、以下のように説明している。

«「MFX」の文字部分と「EV シリーズ」の文字部分は、「-」（ハイフン）によって接続されているのに対して、本件使用商標を構成する文字の大きさには特段の差異はなく、また、上記ハイフン部分を除く各文字の間隔にも特段の差異はないから、上記ハイフンの前にある「MFX」の文字部分は、上記ハイフンの後の文字部分と対比して、外観上まとまったものとして看取されるというべきである。»

加えて判決は、後半部の「EV シリーズ」の語は、「連続性を持つ一連のもの」を意味する「シリーズ」の語が結合されていることから、「MFX」の語によって表象される一連の製品における個々の種別や型番を表わす語と理解されるので、「MFX」の部分が独立して自他商品の識別標識として機能し得る、と判断している。

まず前半の理由づけは、商標の外観に関するものであるため実質的な意味はなく、また「MFX」の部分は後半部のハイフン以下部分と比較して外観上まとまったものとして看取されると判決はいうが、これもどうしてローマ字 3 文字だけの部分がまとめて看取されるのか分らない。見る人によって異なる、かなり感覚的な判断となる。

また「MFX-EV」のように、後半部に「シリーズ」の語がなかった場合にも、同じ判断になるのであろうか。

このように筆者がハイフンで結合された商標の類否判断を問題にするのは、以下のようにハイフンに結合されたローマ字 1 文字あるいは 2 文字を含めて商標全体として非類似の商標と判断した審決例がこれまでにあり、ハイフンで結合したローマ字 1 文字あるいは 2 文字は商品の記号、品番として除外して類否判断するという一般的な審査例と異なる審決があり、それらとの境目が理解できないからである。

不服 2010-28859 「MINT-X」 X 「ミント」 (第 16 類)
不服 2007-1551 「ASN」 X 「ASN-J」 (第 36 類)
不服 2006-18679 「REC-B」 X 「LEC」 (第 9 類)

もちろん、商品の品番、型番には特段の意味もなくローマ字 1 文字や 2 文字が充てられることもあるが、企業としては、覚えやすさも考えて、何らかの意味を考えてその頭文字を品番として採用することも多いと思われる。

したがって、本件においても、なぜ「-W」なのか、「-EV」なのか、商標権者側からその意義づけに関する説明があると、なるほど記号、品番であると納得できたであろう。